

第6次相生市総合計画改定支援等業務委託仕様書

1 業務名

第6次相生市総合計画改定支援等業務

2 業務の目的

本業務は、第6次相生市総合計画前期基本計画の計画期間（令和3年度から令和7年度）が満了となることから、コロナ禍の影響等により大きく変化のあった社会経済情勢に対応するために改定を行う。

あわせて、第2次相生市地域創生総合戦略の計画期間（令和3年度から令和7年度）が満了となることから、デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた上で、本市の各種既存計画をとの整合を図りつつ、第3次相生市地域創生総合戦略の策定を行う。

両計画の策定に当たっては、社会経済情勢、本市の状況や国の動向などを踏まえながら、広範な基礎データの収集解析など豊富な経験と高い専門知識を有する事業者支援を委託するものである。

3 履行期間及び納入場所

(1) 履行期間

契約締結日から令和8（2026）年1月31日

(2) 納入場所

〒678-8585相生市旭一丁目1番3号
相生市役所企画総務部企画広報課

4 計画期間

第6次相生市総合計画及び第2次相生市地域創生総合戦略の計画期間については、以下のとおりとする。

(1) 第6次相生市総合計画

- ア 基本構想 令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間
- イ 前期基本計画 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間
- ウ 後期基本計画 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間
- エ 実施計画 計画期間は3年間とし、ローリングにより毎年度見直し

(2) 第2次相生市地域創生総合戦略

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

(参考) 第6次相生市総合計画及び第2次相生市総合戦略

<https://www.cityv.aioi.lg.jp/soshiki/kikakukoho/6soukei.html>

5 業務内容

主な業務項目は下記のとおりとする。

(1) 策定の全体調整に関する業務

合理的かつ効率的な計画策定の進め方を検討し、年度や工程を具体化した作業実施計画を作成する。

(2) 基礎調査の実施、分析に関する業務

社会潮流及び本市の現状、特性把握のため、以下の項目について整理、分析を行う。

ア 社会経済状況、地方自治体に関わる国の動向、デジタル田園都市国家構想総合戦略を含む国・県の中長期的な関連計画等の整理・分析

イ 本市に係る各種統計データ等の整理・分析

ウ 主要な個別計画の把握・整理

エ 地域経済分析システム（RESAS）等の活用による地域課題等の分析、コロナ禍による行動変容を含む社会潮流や市民ニーズ等を踏まえた施策・事業の提案

(3) 市民意識調査の実施・分析

まちづくりについて、広く市民の意見や要望を把握し、その結果を第6次相生市総合計画改定及び第3次相生市総合戦略策定の基礎資料とするため市民アンケートを実施する。

ア アンケートの設問設計、分析及び実施手法（回収率の向上対策を含む）の提案

イ アンケート調査票の作成、印刷、回収

ウ 発送用封筒及び返信用封筒の用意・印刷

エ アンケート調査票及び返信用封筒の封入作業

オ アンケート調査票の集計・分析・報告書の作成

※調査対象者は無作為抽出、市民3,000人を想定している。

※調査対象者のデータ抽出は市で実施する。

※宛名ラベルは、市で用意する。

※調査票の発送及び返信に係る郵便料については、市で負担する。

(4) 市民意向の反映、市民参画の促進に関する業務

市民ワークショップの実施手法の提案、運営に必要なファシリテーター等の配置、資料作成、当日の準備、出席、記録（写真撮影、要約等）、課題及び分析結果をとりまとめた報告書の作成、その他市民ワークショップの実施等に必要な業務。市民30～40名を対象とした2～3回程度開催を想定。

(5) 各種会議への参加・運営支援

ア 相生市総合計画等審議会の運営支援

イ 庁内策定会議等の運営支援

※資料作成、会議への出席、意見のとりまとめ、分析、議事録の作成

※ア及びイの開催回数については、各4回程度を想定

- (6) 第6次相生市総合計画（前期）及び第2次相生市地域創生総合戦略の総括
第6次相生市総合計画（前期）及び第2次相生市地域創生地域総合戦略の評価・検証の方法、進め方の提案及び課題の分析
- (7) 第6次相生市総合計画改定支援
- ア 政策・施策体系・施策の展開方針等の作成支援
 - イ SDGs との関連付けの見直し、DX、ダイバーシティなど新たな視点を踏まえた構成及び施策の提案
 - ウ 関連個別計画との整合等の確保
 - エ その他基本構想案の策定に必要な業務に係る支援
- (8) 第3次相生市地域創生総合戦略策定支援
- ア 素案及び原案の作成支援
 - イ 人口ビジョンの改定
 - ウ デジタル田園都市国家構想総合戦略等の国・県計画との整合性の確保
 - エ 第6次相生市総合計画改定案等との整合性の確保
- (9) 編集・デザインに関する業務
編集・デザインに関する提案。
なお、総合計画・総合戦略は一体的に策定・編集するものとする。

(参考：想定スケジュール)

令和6年8月 市民アンケート実施

令和7年2月 ワークショップ実施

令和7年2月 素案の作成

令和7年6月 原案の作成

令和7年7月 パブリックコメント実施

※上記スケジュールは、あくまでも現在の想定ですので、提案等によってスケジュールが変更されることも考えられます。

6 管理体制

- (1) 受託期間中は、本市との連絡調整担当者を設置する。
- (2) 本業務の進捗状況報告や意見交換などを本市へ定期的に行い、受託者において報告書や議事録を作成する。
- (3) 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手する。

7 成果品

- ・計画【本編】（A4版（150ページ程度）、カラー、ワード原稿、1部）
- ・計画【概要版】（A4版（8ページ程度）、カラー、ワード原稿、1部）
- ・上記の電子データ一式を格納した電子媒体

8 留意事項

(1) 資料提出及び説明等

本業務における仕様書に定める成果物以外にも、必要な資料や説明などを求めた場合は協力すること。

(2) 業務の再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、各再委託の業務内容や再委託先の概要・体制・責任者などを明記の上、事前に書面にて提出し、本市の承諾を得ること。

(3) 瑕疵担保責任

本業務の成果物に対する瑕疵の取り扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後から1年とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。また、是正対応期間については、協議にて定める。

(4) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、原則として全て受託者の負担とする。

(5) 成果物の著作権等

本業務で得られた成果物に関する著作権・利用権は、全て本市に帰属するものとする。著作権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。

9 秘密の保持

受託者は、本事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。

成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 その他

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めない事項については、必要に応じて、本市と受託者が協議のうえ定めるものとする。